

令和4年度

第4回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和4年度第4回江別市農業委員会定例総会議事録

令和4年7月29日（金） 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（16名）

佐藤和人
大井川和雄
西純一
三好雄一
百瀬誠記
田中浩一
清水雅彦
山田保彦
中島清文
佐藤昇
渡部正廣
工藤多希子
山口利夫
長谷川礼子
松下博樹
浅野目貴史

2 欠席委員（4名）

中田和孝
伊藤良明
保倉浩行
得能謙二

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部学
	主幹	前田幸一
	主査	川合正洋
	主任	大野慶廣
	主任	金澤由希
	主事	武山直人

4 議事日程

日程第 1	議事録署名委員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	報告第 1 5 号	現況証明願及び照会について
日程第 5	報告第 1 6 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について
日程第 6	報告第 1 7 号	第 2 回農政常任委員会開催結果報告について
日程第 7	報告第 1 8 号	第 4 回農地常任委員会開催結果報告について
日程第 8	議案第 1 2 号	現況証明願及び照会について
日程第 9	議案第 1 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 1 0	議案第 1 4 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（知事処分）
日程第 1 1	議案第 1 5 号	第 4 回農用地利用集積計画の決定について
日程第 1 2	議案第 1 6 号	江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和4年度第4回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は16名で、定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、山田委員、長谷川委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
令和4年度第4回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。
令和4年7月29日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。
○事務局長 ご報告申し上げます。
令和4年度第3回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に中田委員、伊藤委員、保倉委員、得能委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第15号

- 議長 日程第4 報告第15号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。

武山主事。

○武山主事 報告第15号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

今回提出がありましたのは、No.14の1件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No.14は願出案件で、1筆 公簿地目 畑3,306.00㎡を内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第15号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第15号を終結いたします。

◎報告第16号

○議長 日程第5 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○金澤主任 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

今回通知がありましたのは、No.2の1件でございます。

内容につきましては、賃貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第16号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第16号を終結いたします。

◎報告第17号

○議長 日程第6 報告第17号 第2回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

○農地常任委員長 報告第17号 令和4年度第2回農政常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件 1 令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書に対する回答について

事務局から説明を受けました。

以上でございます。

○議長 これより報告第17号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第17号を終結いたします。

◎報告第18号

○議長 日程第7 報告第18号 第4回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任副委員長の報告を求めます。

農地常任副委員長。

○農地常任副委員長 報告第18号 令和4年度第4回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件 1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件 2 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）

付議事件 3 第4回農用地利用集積計画の決定について

付議事件 4 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第18号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第18号を終結いたします。

◎議案第12号

○議長 日程第8 議案第12号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

前田主幹。

○前田主幹 議案第12号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。

今回願出がありましたのはNo.2及びNo.3の2件、北海道電力ネットワーク株式会社の所有地で、No.2は市街化区域で12筆、No.3は市街化調整区域で218筆、合

計230筆でございます。

No.2のうち野幌美幸町の2筆については、昭和61年8月の総会において、報告第26号 農地法第5条の規定による届出についてのNo.11で、変電所として報告がされております。

No.3のうち上江別461-11については、平成12年9月の総会において、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)のNo.16で、同じく変電所として審議いただき、平成12年10月27日付けで許可がされております。

3筆とも、現地調査により変電所を確認しております。

また、北海道電力ネットワーク株式会社は、電気事業法の改正により令和2年4月に北海道電力株式会社から分社化した電気事業者であります。電気事業者が農地法施行規則第29条第1項第13号又は第53条第1項第11号に規定されている施設を設置するために農地を転用する場合、農地転用許可は不要であるとされており、ほかの227筆は、これに該当するものでございます。

通常は現地調査を行いますが、今回のように対象地が多い場合は困難と考えます。

そのため事務局において、航空写真を使用して一筆ごとに目視による確認を行い、227筆すべてにおいて鉄塔が認められましたので、現地調査は省略しております。

以上、合計230筆の土地の所在等は記載のとおりで、登記地目 田26,642.65㎡、畑13,574.10㎡、牧場100.00㎡、合計40,316.75㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

○議長 これより議案第12号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第12号を採決いたします。

現況証明願及び照会について、願出2件、可とする決定をいたしたいと思っております。
このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第13号

○議長 日程第9 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.3の1件でございます。

No.3は、譲渡人である個人と農業者である個人との間で所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、1件1筆計2,380.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第13号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第13号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請1件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第14号

○議長 日程第10 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○大野主任 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.2及びNo.3の2件でございます。

本件は、市街化調整区域内において自己が所有する農地での転用で、北海道知事処分事件になるものでございます。

No.2の転用目的は、増加する農業用の作業工程に対応すべく農業倉庫を増築するのに伴い、関係する用地を併せて確保し転用するものであります。

No.3の転用目的は、住宅が老朽化したことから新しく建て、関係する用地を併せて確保し転用するものであります。

本案件における農地転用はやむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題ないとするほか、農地法等関係条項に照らし許可相当であると考えられます。

以上、2件 畑2筆 967.52㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第14号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

農地法第4条の規定による許可申請について知事処分、申請2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第15号

○議長 日程第11 議案第15号 第4回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

金澤主任。

○金澤主任 議案第15号 第4回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市から農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが3件11筆108,554.00㎡、利用権設定に係るものが1件2筆25,016.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第15号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第15号を採決いたします。

第4回農用地利用集積計画の決定について、申出4件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第16号

○議長 日程第12 議案第16号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主事。

○武山主事 議案第16号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、説明いたします。

これは、江別市の農業振興地域整備計画を変更するにあたり、市長から当委員会へ意見を求められているものです。

今回意見を求められているのは、除外1件、編入4件の計5件です。

除外1件の変更に係る土地につきましては、老朽化した農家住宅を建て替えるにあたり、建物が農用地区域にかかるため、農業振興地域整備計画に農家住宅として位置付けをし、必要な面積を農用地区域から除外したいという案件であります。

この申請に係る整備計画の変更ににつきましては、所有する土地は農用地区域しか

なく、ほかに代替性がないこと、隣接耕作者の農地出入りをふさぐような場所などにも位置しておらず、周辺農地との分断要素等もないなどの要件を満たしていることから、申請内容どおり変更することについて支障はないものと考えます。

次に編入の4件のいずれの土地につきましても、それぞれの地域において、将来に渡り安定した農業経営が継続できるよう、周辺の農用地区域内の農地と一体的に活用していくため農用地区域内へ編入する内容のものです。

申請に係る整備計画の変更につきましては、当該箇所が法令の定める農用地区域の設定基準である10haの規模の一団の農地の土地の利用上、必要な施設の用に供される土地に該当するため、法令上の要件を満たすものと判断いたします。

以上の理由から、今回の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請内容のとおり変更することについて支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては、資料に記載のとおりでございます。説明は以上です。

○議長 これより議案第16号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請5件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。
令和４年度第４回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後３時５３分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和４年７月２９日

議長（会 長）

署 名 委 員

署 名 委 員